

世田谷区告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

40-1

2 供用開始の区間

世田谷区瀬田五丁目142番2

3 供用開始の区域

延長 14.54メートル

幅員 1.18メートル

面積 17.27平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月18日

案内図

 特別区道路線の供用開始する部分

街区 瀬田五丁目30番

